

行政施策との役割分担の整理について

<災害支援における整理>

令和4年10月12日
内閣府 休眠預金等活用担当室

目次

- 休眠預金等活用制度における行政との役割分担に関する規程 P.1
- 防災における行政・NPO・ボランティア等との連携の考え方 P.2
- 防災における行政・NPO・ボランティア等多様な支援主体との連携の変遷 . P.3
- 災害支援フェイズ毎の役割分担 P.4
- 休眠預金等活用制度における災害支援事業の特徴（事例） P.5
- 行政との役割分担の整理（災害支援）の検討 P.6

休眠預金等活用制度における行政との役割分担に関する規定

○**休眠預金の活用に当たっては、行政が対応困難な社会課題の解決に活用することや、行政が行うべき施策の肩代わりとならないことなど、行政との役割分担を法律や基本方針等で規定。**

国会	法律	<p>(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念)</p> <p>第十六条 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で<u>国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの</u>(以下「民間公益活動」という。)に活用されるものとする。</p> <p>2～5 略</p>
政府	基本方針	<p>第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項</p> <p>1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則</p> <p>法第16条で定められている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念等を踏まえ、休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則を以下のとおり定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 共助</p> <p>行政が本来行うべき施策(公助)の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。</p> <p>法第16条第1項における民間公益活動の定義を踏まえると、行政が本来行うべき施策(公助)の肩代わりとして休眠預金等に係る資金を活用することを法は予定していない。休眠預金等に係る資金は、これまで既存制度において対象とされてこなかった人々が抱える課題に焦点を当て、<u>前例のない取組や公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組、社会の諸課題と一般に認識されていないために対応が遅れている分野を中心に、共助の活動に焦点を当てた支援に活用する。</u></p> <p>(後略)</p>
J A N P I A	公募要領	<p>国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援を受けていないかつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します。</p>
	資金提供契約	<p>第6条 5. 本事業について、<u>国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援を受けてはならないものとする。</u></p>

災害における行政・NPO・ボランティア等との連携の考え方

○災害支援については、行政とNPO等との連携・協働について法律に規定。大規模な災害のたびに拡充。

■災害対策基本法における各行政主体の責務

【国の責務】

- ・防災に関し**万全の措置を講ずる責務**（第3条）

【国、都道府県、市町村の責務】

- ・防災に関する**計画を作成し、これを実施する責務**（第3条、第4条、第5条）

■災害対策基本法におけるボランティアの位置づけ

第5条の3 [平成25年改正により追加]

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、**ボランティアとの連携に努めなければならない。**

■これらに基づき、行政・NPO・ボランティア等との連携・協働は、次の考え方により行われている。

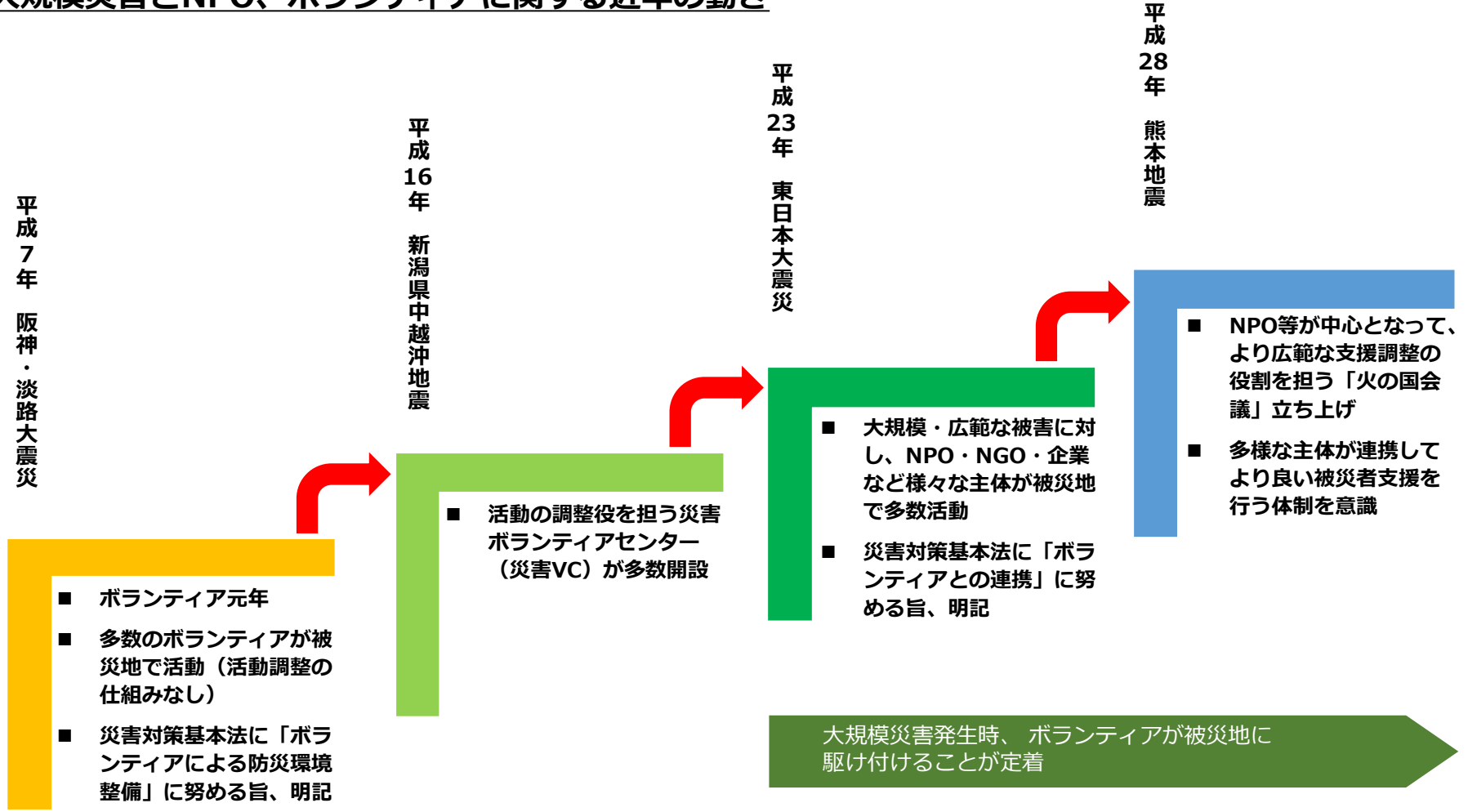
【防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（平成30年4月 内閣府防災担当）】

- ・被災者支援は行政の責任です。行政に責務があると言っても、それは必ずしも全て行政が直接行うことを意味するものではありません。災害時の行政職員の業務量は膨大なものとなるため、**被災者支援全体に対する責任は有しつつも、行政自身が行う仕事は出来るだけ軽減する必要があります。**
- ・行政が被災者支援の責務を十分に果たすためには、行政間や公共機関等との連携のみならず、**地域住民や地域団体をはじめ民間の多様な団体との連携も不可欠**です。

災害における行政・NPO・ボランティア等多様な支援主体との連携の変遷

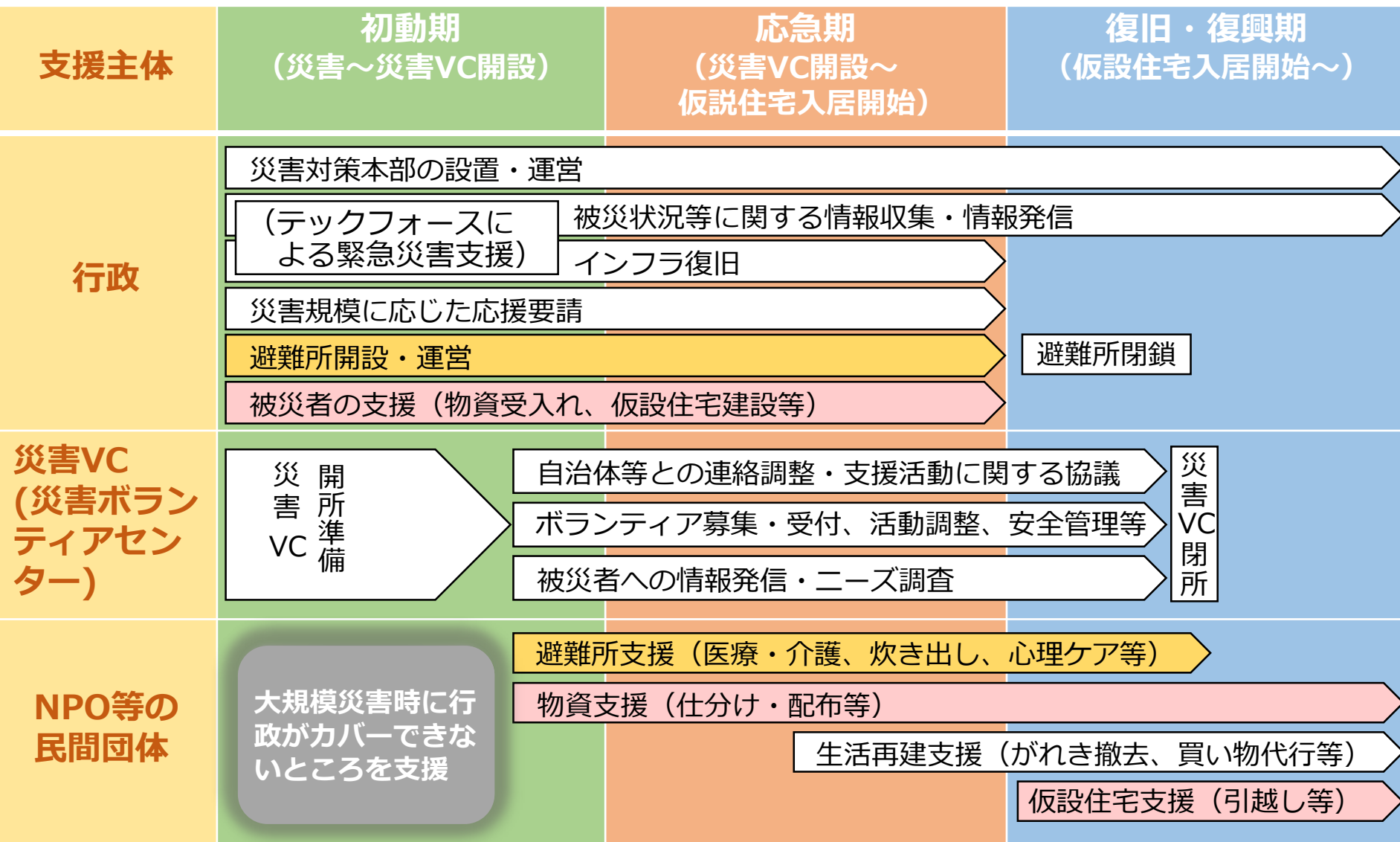
○ 大規模な災害が発生するたびに、多様な主体が連携して支援を行う体制が構築され、災害支援においてNPO・ボランティア等がより大きな役割を担うようになってきた。

大規模災害とNPO、ボランティアに関する近年の動き



災害支援フェイズ毎の役割分担

○ 災害対応の「初動期」「応急期」「復旧・復興期」の各段階で、行政とNPO等が連携して様々な被災者支援を実施。



「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」（平成30年4月 内閣府防災担当）を基に作成

休眠預金等活用制度における災害支援事業の特徴（事例）

- NPO等の民間団体は、災害支援のノウハウを有しており、行政にとって有益な連携対象。
- 休眠預金等活用制度では、平時からのNPO・住民等とのネットワーク形成により、顔の見える関係づくりを推進するとともに、行政の支援が縮小していく復旧・復興時においてコミュニティ形成を重点的に実施するなど、被災者のニーズに対して、きめ細かな支援を実施。
- 一方で、発災時の支援については休眠預金の主な活用領域ではなく、活用事例は限定的。

平時

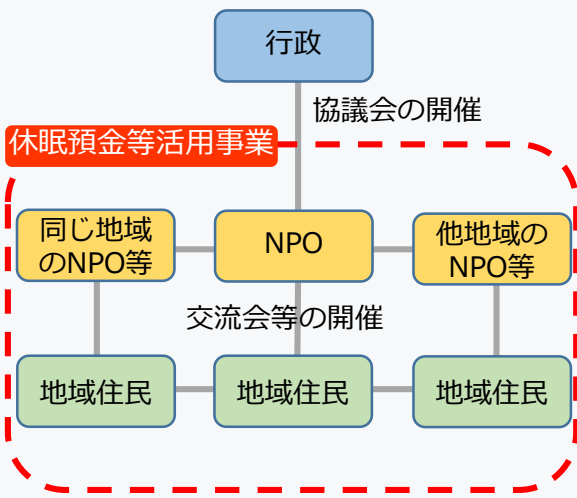
発災時

復旧・復興時

民間団体による実施が特に期待される分野
(休眠預金の活用実績：多数)

■ネットワーク形成の推進

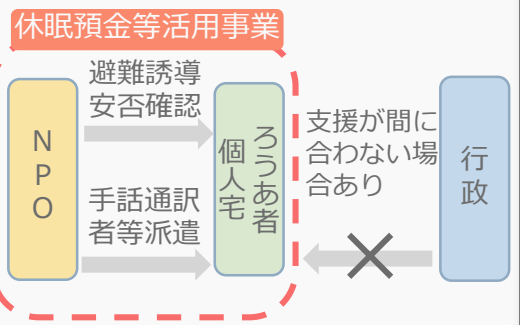
災害時の連携・協働に向けて、地域住民やNPO等の交流会をはじめ、地域防災に係るイベントやセミナー等を開催することにより、実効性のある関係を構築。



主として行政が実施している分野
(休眠預金の活用実績：ごく一部)

■迅速な支援

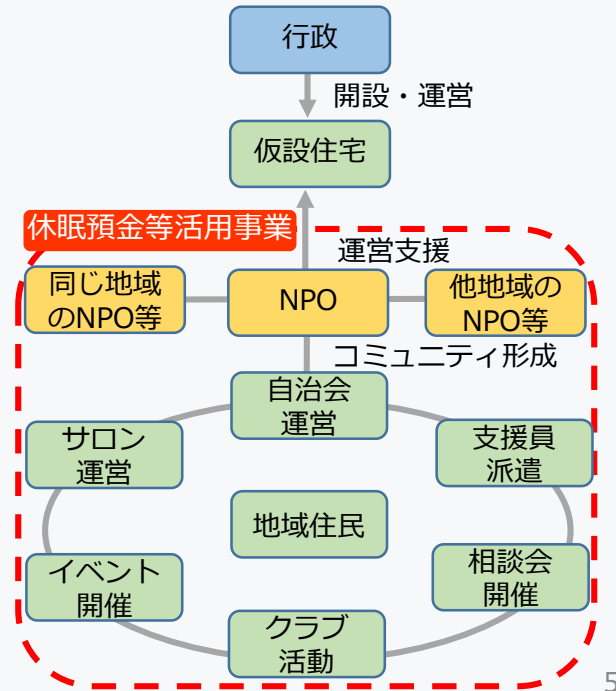
行政のみでは十分に対応できないニーズに対して、NPOが有する専門性や経験を活かし、地域特性に配慮した迅速な支援を実施。



民間団体による実施が特に期待される分野
(休眠預金の活用実績：多数)

■コミュニティ形成の推進

中長期的な生活再建を支援するため、ネットワークを活用したコミュニティ形成を推進。



行政との役割分担の整理（災害支援）の検討

- 災害支援において、休眠預金の活用ニーズが高いのは平時及び復興・復旧時における支援。一方で、発災時における休眠預金の活用事例は限定的であり、災害対応における休眠預金の活用領域には濃淡が存在。
- 現行の選定プロセスでは、申請時に個別の事業の事業計画において、
 - ①「課題に対する行政等による既存の取組状況」
 - ②「休眠預金活用により本事業を実施する意義」を記載することにより、行政の支援と休眠預金等活用事業の内容が重複していないかを確認・整理する運用を採用。
- こうした枠組み及び運用を踏まえ、災害支援における行政との役割分担について、どのような考え方に基づいて整理すべきか。

整理の方向性

①分野や事業ごとに行政との役割分担を整理する考え

現に行政が実施し、あるいは、予算・人員のさらなる投入によって実施しうる分野や事業を把握し、「国及び地方公共団体が対応困難な社会課題」の範囲を分野や事業ごとに画することが考えられるか。

②行政との役割分担を動的に把握する考え

社会課題への対応のうち、行政施策を待つことなく解決すべき緊要性があるものや、民間の技法や発想によって行政施策よりも迅速又は効果的に実施しうるものについては、「国及び地方公共団体が対応困難な社会課題」に該当するものとして個別具体的に整理することが考えられるか。（なお、休眠預金等活用制度の対象事業が後に行政施策に採用された場合には、「国及び地方公共団体が対応困難な社会課題」から外れるものとするべきか。）